

共済制度のご案内

令和2年3月

- 小規模企業共済 ●経営セーフティ共済 ●中小企業退職金共済 ●特定退職金共済
- 中小企業共済 ●全国商工会会員福祉共済(けが・病気・がん・生命保障)

商工会は皆様のお役に立ちます!!
下記のような相談も商工会へ



〒470-3502
南知多町大字片名字新師崎8-3
TEL 63-0349 FAX63-2141
E-mail:morozaki@aichiskr.or.jp



小規模企業共済

- 小規模企業共済は個人事業主や共同経営者、会社等の役員を対象とした国の退職金制度です。節税しながら老後の資金を積み立てられます。

加入対象の条件

常時使用する従業員の数が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人）以下の個人事業主・共同経営者と会社等の役員です。

掛金

毎月の掛金は、1,000円から70,000円までの500円単位で自由に設定できます。（増減可）

共済の特色

①掛金は全額所得控除

掛金は、その年に支払った全額が、「小規模企業共済等掛金控除」として、その年の課税対象所得から控除できます。

②共済金の受取事由

■個人事業主

- ・ A 共済事由 … [個人事業の廃止、個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡、個人事業主の死亡]
- ・ B 共済事由 … [老齢給付]
- ・ 準共済事由 … [法人成り（役員たる小規模企業者となったときを除く）]
- ・ 解約事由 … [任意解約等]

■共同経営者

- ・ A 共済事由 … [個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、共同経営者の死亡、共同経営者の疾病又は負傷による退任]
- ・ B 共済事由 … [老齢給付]
- ・ 準共済事由 … [個人事業主の法人成り（共同経営者が役員たる小規模企業者となったときを除く）]
- ・ 解約事由 … [任意解約等]

■会社等役員

- ・ A 共済事由 … [会社等の解散（組織変更により会社を解散した場合を除く）]
- ・ B 共済事由 … [会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任、会社等役員の死亡、老齢給付]
- ・ 準共済事由 … [会社等役員の退任（疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く）]
- ・ 解約事由 … [任意解約等]

◎掛金月額が10,000円の場合の共済金試算

掛金納付年数	掛金合計額	A共済金	B共済金	準共済金
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円

※ 老齢給付とは65歳以上で180か月以上掛金を納付した方が請求することにより受給権を得ます。

※ 解約事由に伴う解約手当金は一時所得扱いとなります。（但し、任意解約で受取時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上、および法人成りによる事由の場合、退職所得扱いとなります。）又、掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。掛金納付月数が、240か月（20年）未満の場合は、掛金合計額を下回ります。

※ 事業をやめられる事由により、加入後12か月未満は掛け捨てとなります。

③共済金受取時のメリット

共済金は、一括受取りの場合には退職所得扱い、分割受取りの場合には公的年金等の雑所得扱いとなります。

④担保・保証人不要で貸付制度が利用可能

加入者は、納付した掛金合計額の範囲内で臨時に必要な事業資金等の貸付が受けられます。

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済)

- 経営セーフティ共済は取引先の突然の倒産による連鎖倒産を防ぐためにつくられた国の制度です。

加入資格

中小企業者で、引き続き1年以上事業を行なっている方です。(法人は資本金の額及び従業員数により加入できない場合もあります。)

掛金

毎月の掛金は5千円から20万円までの5千円単位で自由に設定できます。加入後も掛金月額を増額・減額できます。(ただし、減額には一定の要件が必要です。)掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は掛金の掛止めが可能です。又、掛金の前納もできます。

共済の特色

①掛金は全額損金又は経費

掛金は、税法上、損金(法人の場合)・必要経費(個人の場合)に参入できます。

- ※ 個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての参入が認められません。

②貸付金額及び条件

取引先が倒産し売掛債権等が回収困難となった場合、掛金総額の10倍に相当する額か、回収困難となった売掛債権等の額のいずれか少ない額の範囲内の額で、無担保・無保証人で貸付を受けられます。(最高8,000万円)

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には早期償還手当金をお支払いします。

- ※ 「倒産」とは(1)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始のいずれかの申し立てが成された場合、(2)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合、(3)私的整理(一定条件を満たすもの)について、弁護士等から支払停止の通知があった場合、(4)取引先事業者がでんさいネットの取引停止処分を受けた場合、(5)甚大な被害により支払ができなくなった取引先事業者のでんさいを保有する場合等を指します。

- ※ 共済金を受けた場合、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除され、共済金の原資に充てられます。

- ※ 以下の場合は貸付を受けられません。

- (1)取引先事業者の倒産が、加入後6か月未満に生じたものであるとき。
- (2)加入から取引先事業者の倒産の日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。
- (3)共済金の貸付請求が、取引先事業者の倒産日から6か月を経過した後になされたものであるとき。

③解約手当金

解約はいつでも可能です。加入後1年以上経過した場合は掛金総額の80%以上が解約手当金として支払われます。さらに、加入後40か月以上経過した場合には、掛金総額の100%が支払われます。(解約手当金は、税法上、益金扱いとなります。)

- ※ 掛金納付月数が12か月未満の場合に解約すると掛け捨てとなります。

④一時貸付金

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります。

中小企業退職金共済（中退共）

- 中小企業退職金共済は国の退職金制度です。退職金を制度化することで人材の安定確保に役立ちます。

加入できる企業

加入できる企業は、業種によって異なります。常時従業員数または資本金・出資金のいずれかが次の範囲であれば加入できます。但し、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

- (1)一般業種（製造・建設業等）…………… 300人以下又は資本金・出資金3億円以下
- (2)卸売業…………… 100人以下又は資本金・出資金1億円以下
- (3)サービス業…………… 100人以下又は資本金・出資金5千万円以下
- (4)小売業…………… 50人以下又は資本金・出資金5千万円以下

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させて下さい。但し、次ぎの条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。

- ①期間を定めて雇われている者 ②試みの雇用期間中の者 ③休職期間中の者
- ④定年などで短期間内に退職することが明らかな者

その他同居の親族（家族従業員）でも加入できます。

※ 事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。又、法人企業の役員は加入できません。但し役員であっても兼務役員等従業員として賃金を受けている場合は加入できます。又、同居の親族の加入には労働条件通知書の写しなど別途必要な書類があります。

掛金

掛金月額、次の種類から従業員ごとに選択できます。又、増額・減額変更もできます。次のどちらかの場合は、減額変更ができます。

- ①従業員が同意した場合 ②厚生労働大臣が認めた場合

短時間労働者は、16種類の掛金月額他に、3種類の特例掛金月額も選択できます。

掛金月額(16種類)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円		
	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円
	28,000円	30,000円		特例掛金月額(3種類)	2,000円	3,000円	4,000円	

※ 掛金は全額事業主が負担します。いかなる場合でも、従業員に負担させることはできません。

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

共済の特色

①掛金は非課税

掛金（過去勤務掛金を含む）は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

②新規加入及び月額変更助成

新しく中退共制度に加入する事業主に掛金の2分の1（従業員ごとに上限5,000円）を4か月目から1年間、国が助成します。又、掛金（18,000円以下）を増額する事業主に増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

③過去勤務期間の通算

新しく中退共制度に加入する企業に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。

④退職金額

退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受け取る退職金額となり退職者の預金口座に直接振り込まれます。退職金の支払方法は、退職時に一括払いで支払います。尚、一定の条件を満たせば5年又は10年間で支払う分割払いを選択することもできます。

特定退職金共済（特退共）

- 商工会地区内の事業所に従事する従業員の退職金を確保する為、愛知県商工会連合会が国の承認を得て行っている制度です。

加入資格

共済契約者である事業所の従業員で15歳以上70歳未満の者（共済契約者である事業所の従業員は原則全員加入）

掛金

掛金は1口（2,000円）から15口（30,000円）までが選択でき、全額企業（事業主）負担です。

給付金

年金、退職一時金、遺族一時金があります。

- (1)年金 … 満80歳に到達した時、又は加入期間が10年以上かつ満55歳以上で死亡以外の理由で退職したとき、10年間にわたり支給します。（年金開始後、被共済者が死亡したときも残余期間の年金を支払います。）
- (2)退職一時金 … 年金の受給権取得前に退職したとき。
- (3)遺族一時金 … 80歳未満の被共済者が死亡したとき。

共済の特色

①掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

②賃金支払確保等に関する法律第5条省令第4条に準拠

法律によって昭和52年4月より退職金について要支給額の4分の1を企業外に積み立てする等の保全措置を講ずるよう努めなくてはならないことになっております。しかし、特定退職金共済制度に加入すればその措置は必要ありません。

中小企業共済

経営者医療共済

(1年契約、自動更新型)

ケガも病気も安心の入院1日2万円。掛金そのまま、満80歳まで未永く補償。

共済掛金月額	7,700円(被共済者1人につき)	
加入資格	法人の場合は役員、個人事業所の場合は事業主・専従者の方	
加入年齢	満15歳以上満70歳未満の方(満80歳まで継続可)	
補償内容	ケガ・病気による入院	20,000円×入院日数〔1回の入院につき、入院開始日より60日を限度〕
	手術	手術の診療報酬点数に応じて 15万円・10万円・5万円 ※診療報酬点数1,400点以上が対象〔一共済期間内15万円を限度〕
	先進医療	一律15万円〔一共済期間内1回を限度〕
	ケガによるギプス固定見舞	10万円〔一共済期間内1回を限度〕 ※ギプスによる手足等の固定状態が入院期間を除き連続15日以上続いた場合
	死亡	1,000万円

生命傷害共済

(1年契約、自動更新型)

ケガや病気に幅広い補償。トータルサポートで大きなあんしんを。

	生命傷害共済	生命傷害共済【継続Ⅰ型】	生命傷害共済【継続Ⅱ型】	
共済掛金月額	2,400円(被共済者1人につき)			
加入年齢	満15歳以上満68歳未満の方 (満70歳まで継続可)	⇒ 左からの継続加入のみ (満75歳まで継続可)	⇒ 左からの継続加入のみ (満80歳まで継続可)	
補償内容	病気による入院	入院日額6,000円 〔1日目から210日を限度〕 ※補償開始日から180日以内に 始まる場合 2,000円 ※補償開始日から180日を超え 1年以内に始まる場合 4,000円	入院日額3,000円 〔1日目から120日を限度〕	入院日額2,000円 〔1日目から60日を限度〕
	ケガによる入院	入院日額6,000円 〔通算して1日目から1年以内の実日数〕	入院日額3,000円 〔通算して1日目から1年以内の実日数〕	入院日額2,000円 〔通算して1日目から6カ月以内の実日数〕
	ケガによる通院	通院日額1,500円 〔通算して1日目から1年以内の実日数〕	通院日額 750円 〔通算して1日目から1年以内の実日数〕	通院日額 750円 〔通算して1日目から6カ月以内の実日数〕
	後遺障害	1級300万円～14級10万円 (査定は労災障害等級を準用)	1級150万円～14級5万円 (査定は労災障害等級を準用)	補償対象外
	病気・ケガによる手術	診療報酬点数15,000点以上の場合 5万円	診療報酬点数15,000点以上の場合 2.5万円	診療報酬点数1,400点以上の場合 1.5万円
		診療報酬点数1,400点以上15,000点未満の場合 3万円	診療報酬点数1,400点以上15,000点未満の場合 1.5万円	
	先進医療	1療養につき200万円を上限に技術料と同額 全共済期間中通算給付額 1,000万円を限度		
病気死亡	100万円 ※補償開始日後1年以内の死亡は除く	20万円	10万円	
傷害死亡	交通事故による 500万円	交通事故による 220万円	交通事故による 10万円	
	交通事故以外による 300万円	交通事故以外による 120万円	交通事故以外による 10万円	

傷害共済

(1年契約、自動更新型)

☞ ケガの補償は安心補償。さらに特約を付ければ、病気もあんしん。

	傷害共済	傷害共済継続Ⅰ型	傷害共済継続Ⅱ型	
共済掛金月額	月額2,000円(被共済者1人つき)			
加入年齢	満15歳以上満70歳未満の方 (満70歳まで継続可)	満70歳以上満73歳未満の方 (満75歳まで継続可)	傷害共済継続Ⅰ型からの継続加入のみ ⇒ (満80歳まで継続可)	
補償内容	ケガによる入院	8,000円×入院日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	4,000円×入院日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	
	ケガによる通院	4,000円×通院日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	2,000円×通院日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	
	ケガによる往診	8,000円×往診日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	4,000円×往診日額 〔診療開始日より通算して1年を限度〕	
	後遺障害	1級300万円～14級10万円 (査定は労災障害等級を準用)	1級150万円～14級5万円	補償対象外
	傷害死亡	交通事故の場合 500万円 交通事故以外の場合 300万円	交通事故による 250万円 交通事故以外による 150万円	10万円
	病気死亡	100万円 (責任開始日から1年以内の死亡は除く)	20万円 (責任開始日から1年以内の死亡は除く)	10万円

※ 傷害共済には加入年齢満15歳以上満30歳未満の方が加入でき、共済掛金月額が1,000円で補償内容が半額の傷害共済Ⅲ型もございます。

傷害共済

疾病入院特約

☞ 傷害共済加入の方が特約として加入できます。割安な掛金で病気にも安心をプラス。

	疾病入院特約	疾病入院特約継続型
共済掛金月額	月額700円(被共済者1人つき)	
加入できる方 (傷害共済・傷害共済Ⅲ型に加入している方)	満15歳以上満68歳未満の方 (満70歳まで継続可)	⇒ 疾病入院特約からの継続加入のみ (満75歳まで継続可)
補償内容	●責任開始日から2年を経過した後に病気による入院をした場合	
	病気による入院	5,000円×入院日数 〔1日目から210日を限度共済期間継続中通算840日を限度〕
	病気による手術	2,500円×入院日数 〔1日目から120日を限度共済期間継続中通算420日を限度〕
	退院祝金	1万円(1入院中1回に限る)
	見舞金	5千円(1入院中1回に限る)
●責任開始日から2年以内に病気による入院をした場合		
見舞金	2万円(1入院中1回に限る) 〔7日以上継続して入院した場合〕	1万円(1入院中1回に限る) 〔7日以上継続して病気による入院をし退院した場合〕

弔慰金共済 (1年契約、自動更新型)

加入年齢 … 満15歳以上、満70歳未満の方(満80歳まで継続可)

加入資格 … 法人の場合は役員及び従業員、個人事業所の場合は事業主、従業員、専従者及び事業主と生計を一にする親族の方

共済掛金 … 月額800円

共済期間 … 毎年4月1日午前0時から翌年4月1日午前0時まで(中途契約の場合、初年度の共済期間は契約成立日から最初に迎える4月1日午前0時)

契約成立日 … 加入申込日の翌々月1日<契約成立日とは約款に規定する責任開始日のことをいいます。>

死亡補償	死亡日の年齢	契約成立日より1年以内の場合(期間A)	契約成立日より1年経過後～2年以内の場合(期間B)	契約成立日より2年経過後の場合(期間C)
	満15歳～満49歳	補償は ございません	20万円	200万円
	満50歳～満64歳		⇒ 10万円	⇒ 50万円
	満65歳～満80歳		補償はございません	15万円

中小企業共済

従業員医療共済

1年契約、自動更新型

☞ 従業員が思わぬ病気やケガで働けなくなったときに支えます。

補償開始日 … 加入申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

加入年齢 … 満15歳以上満60歳未満の方（満65歳まで継続可）

加入資格 … 法人の従業員

共済掛金 … 月額1,000円

共済期間 … 毎年4月1日午前0時から翌年4月1日午前0時まで（中途契約の場合、初年度の共済期間は補償開始日から最初に迎える4月1日午前0時まで）

補償内容 … 入院日額6,000円〔1日目から60日目までを限度〕

※ 補償開始日より2年を経過後に発生した病気により入院した場合が対象ですが、2年以内の場合は継続5日以上1入院中1回に限り30,000円を補償します。

ケガ・病気による手術30,000円〔診療報酬点数5,000点以上又は先進医療による手術〕

※ 補償開始日より2年を経過後に発生した傷病により入院を開始し、その入院中に手術を受けた場合が対象で1入院中1回に限ります。

ケガ・病気による就業不能30日あたり50,000円〔61日目～150日目まで、加入後通算45万円を限度〕

※ 補償開始日より2年を経過後に発生した傷病により就業不能となり、その就業不能状態が61日以上継続した場合。

従業員弔慰金共済

1年契約、自動更新型

☞ 従業員の「もしも」のときに…

補償開始日 … 加入申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

加入年齢 … 満15歳以上満60歳未満の方（満65歳まで継続可）

加入資格 … 法人の従業員

共済掛金 … 月額500円

共済期間 … 毎年4月1日午前0時から翌年4月1日午前0時まで（中途契約の場合、初年度の共済期間は補償開始日から最初に迎える4月1日午前0時まで）

死亡補償 … 10万円〔補償開始日後2年以内の場合〕

100万円〔補償開始日より2年を経過後の場合〕

全国商工会会員福祉共済「けが」・「病気」の補償

「けが」の補償

加入プラン		「けが」の補償					
		傷害プラン			傷害ライトプラン	シニア傷害プラン	
		2,000円コース	3,000円コース	4,000円コース			
契約年齢		満6歳～65歳 <small>(継続加入は満74歳まで)</small>	満6歳～65歳 <small>(継続加入は満74歳まで)</small>	満6歳～65歳 <small>(継続加入は満74歳まで)</small>	満6歳～65歳 <small>(継続加入は満74歳まで)</small>	満66歳～80歳 <small>(継続加入は満85歳まで)</small>	
月払掛金		2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	
共済金額	死亡共済金	交通事故	1,000万円	1,500万円	2,000万円	400万円	700万円
		不慮の事故	800万円	1,200万円	1,600万円	300万円	500万円
		天災 <small>(地震・噴火・津波)</small>	400万円	600万円	800万円	100万円	100万円
	後遺障害共済金	交通事故	1,000万円～10万円	1,500万円～15万円	2,000万円～20万円	400万円～4万円	700万円～7万円
		不慮の事故	800万円～8万円	1,200万円～12万円	1,600万円～16万円	300万円～3万円	500万円～5万円
		天災 <small>(地震・噴火・津波)</small>	400万円～4万円	600万円～6万円	800万円～8万円	100万円～1万円	100万円～1万円
	手術共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	30・15・7.5万円	40・20・10万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
		天災 <small>(地震・噴火・津波)</small>	10・5・2.5万円	15・7.5・3.75万円	20・10・5万円	5・2.5・1.25万円	5・2.5・1.25万円
	入院共済金 <small>(1日あたり)</small>	交通事故 不慮の事故	8,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	12,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	16,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	4,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	5,000円 <small>(3日目～1,000日目)</small>
		天災 <small>(地震・噴火・津波)</small>	4,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	6,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	8,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	2,000円 <small>(1日目～1,000日目)</small>	2,500円 <small>(3日目～1,000日目)</small>
	通院共済金 <small>(1日あたり)</small>	交通事故 不慮の事故	3,000円 <small>(3日目～100日目)</small>	4,500円 <small>(3日目～100日目)</small>	6,000円 <small>(3日目～100日目)</small>	1,500円 <small>(3日目～100日目)</small>	1,500円 <small>(3日目～100日目)</small>
		天災 <small>(地震・噴火・津波)</small>	1,500円 <small>(3日目～100日目)</small>	2,250円 <small>(3日目～100日目)</small>	3,000円 <small>(3日目～100日目)</small>	750円 <small>(3日目～100日目)</small>	750円 <small>(3日目～100日目)</small>
疾病入院見舞金	疾病による継続した30日以上入院	5万円	7.5万円	10万円	2.5万円	なし	
個人賠償責任保険金額		1事故 2億円限度			なし		

「けが」の補償に「病気」をプラス (※病気の補償のみの加入はできません)

加入プラン		「病気」の補償	
		医療特約	シニア医療特約
契約年齢		満6歳～65歳 <small>66歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。</small>	満66歳～74歳 <small>(継続加入は満80歳まで)</small>
月払掛金		1,000円	
共済金額	疾病入院共済金 <small>(1日あたり)</small>	5,000円(1日～120日まで)	4,000円(1日～120日まで) <small>(75歳以上は 2,000円)</small>
	疾病手術共済金	重大手術 20万円 入院中 5万円 入院以外 2.5万円	重大手術 16万円(75歳以上は 8万円) 入院中 4万円(75歳以上は 2万円) 入院以外 2万円(75歳以上は 1万円)
	放射線治療共済金	5万円	4万円(75歳以上は 2万円)
	先進医療共済金	305万円～5万円 <small>1回のお支払いは実費の半額程度となります</small>	244万円～4万円 <small>1回のお支払いは実費の4割程度となります (75歳以上は 122万円～2万円) 1回のお支払いは実費の2割程度となります</small>

全国商工会会員福祉共済（がん補償）

● 大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です。

加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方。（※健康状態に関する告知義務があります。）

（※家族とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。）

共済の特色

①初期のがんでも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、診断共済金として、100万円をお支払いします。

②再発・転移しても安心!

一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも診断共済金をお支払いします。

③入院も安心!

がんの入院はもちろん、病気・けがの入院も、日帰り入院から補償します。

④手術も安心!

がんの手術はもちろん、病気・けがで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償します。

⑤先進医療も安心!

先進医療に係る費用が全額自己負担となる所定の先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。通算支払限度はありません。

掛金と共済金

加入プラン	トータル「がん」補償 （「がん」重点補償）		シンプル「がん」補償	
	トータル「がん」 プラン	シニアトータル 「がん」プラン	シンプル「がん」 プラン	シニアシンプル 「がん」プラン
契約年齢	満6歳～65歳 <small>66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。</small>	満66歳～74歳 <small>(継続加入は満80歳まで)</small>	満6歳～65歳 <small>66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。</small>	満66歳～74歳 <small>(継続加入は満80歳まで)</small>
月払掛金	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円
がん診断共済金	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円			
がん手術共済金	手術の種類により 40万円～7.5万円		手術の種類により 40・20・10万円 <small>(一部の放射線治療についてはお支払いの対象となります)</small>	
がん入院共済金 (1日あたり)	10,000円 (1日～無制限)			
病気・けがの手術共済金	重大手術 20万円 入院中 5万円 入院以外 2.5万円		なし	
病気・けがの入院共済金 (1日あたり)	5,000円 (1日～120日まで)		なし	
放射線治療共済金	5万円		なし	
先進医療共済金	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の半額程度となります		なし	

全国商工会会員福祉共済（生命保障）

加入プラン	「生命」保障
契約年齢(注1)	保険年齢 満6歳～65歳
死亡・高度障害共済金	1,000万円(2口)～6,000万円(12口)※1
共済期間／掛金払込期間	10年(自動更新)※2
月払掛金	下記の共済掛金表をご参照ください
加入者(契約者)の加入資格	商工会の会員とその家族、会員の従業員 ※「生命」保障は、従業員の家族はご加入いただけません
付加する特約	リビング・ニーズ特約※3／指定代理請求特約※4

「生命」保障 共済掛金表（月払）

共済金2口1,000万円あたりの掛金（月額）

（2018年4月1日現在）

男 性					女 性				
6歳 670円	21歳 1,110円	36歳 1,960円	51歳 5,010円	6歳 480円	21歳 830円	36歳 1,590円	51歳 3,350円		
7歳 700円	22歳 1,140円	37歳 2,080円	52歳 5,350円	7歳 500円	22歳 860円	37歳 1,680円	52歳 3,510円		
8歳 720円	23歳 1,170円	38歳 2,200円	53歳 5,750円	8歳 520円	23歳 890円	38歳 1,770円	53歳 3,660円		
9歳 750円	24歳 1,200円	39歳 2,330円	54歳 6,180円	9歳 530円	24歳 930円	39歳 1,860円	54歳 3,830円		
10歳 780円	25歳 1,240円	40歳 2,470円	55歳 6,650円	10歳 550円	25歳 960円	40歳 1,960円	55歳 3,990円		
11歳 800円	26歳 1,260円	41歳 2,630円	56歳 7,160円	11歳 580円	26歳 1,000円	41歳 2,070円	56歳 4,180円		
12歳 840円	27歳 1,310円	42歳 2,800円	57歳 7,710円	12歳 600円	27歳 1,040円	42歳 2,180円	57歳 4,370円		
13歳 870円	28歳 1,360円	43歳 3,000円	58歳 8,300円	13歳 620円	28歳 1,090円	43歳 2,310円	58歳 4,570円		
14歳 900円	29歳 1,410円	44歳 3,200円	59歳 8,950円	14歳 650円	29歳 1,140円	44歳 2,430円	59歳 4,810円		
15歳 940円	30歳 1,470円	45歳 3,410円	60歳 9,640円	15歳 660円	30歳 1,200円	45歳 2,560円	60歳 5,080円		
16歳 960円	31歳 1,540円	46歳 3,630円	61歳 10,400円	16歳 690円	31歳 1,250円	46歳 2,690円	61歳 5,380円		
17歳 1,000円	32歳 1,600円	47歳 3,870円	62歳 11,230円	17歳 710円	32歳 1,310円	47歳 2,810円	62歳 5,740円		
18歳 1,030円	33歳 1,680円	48歳 4,120円	63歳 12,160円	18歳 740円	33歳 1,380円	48歳 2,950円	63歳 6,160円		
19歳 1,060円	34歳 1,770円	49歳 4,390円	64歳 13,210円	19歳 770円	34歳 1,450円	49歳 3,080円	64歳 6,640円		
20歳 1,090円	35歳 1,860円	50歳 4,690円	65歳 14,390円	20歳 800円	35歳 1,520円	50歳 3,220円	65歳 7,220円		

(注1) 契約年齢…引受保険会社の保険年齢です。被共済者の年齢は、満年齢で計算し1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1年とします。

※1 年齢・共済金等により、健康診断書類の提出が必要です。内容によっては特別扱保険特約が付保される場合があります。

※2 自動更新…共済期間満了の2ヵ月前までに申し出がない限り同じ内容で継続されます。（特別扱保険特約が付保されている契約は除きます）。

※3 リビング・ニーズ特約…余命6ヵ月以内と判断されるとき共済金額から6ヵ月相当分の利息および掛金を差し引いた金額を支払うもので特約掛金は必要ありません。

※4 指定代理請求特約…受取人に共済金を請求できない事情がある場合に、代理人が請求できるようにする特約です。

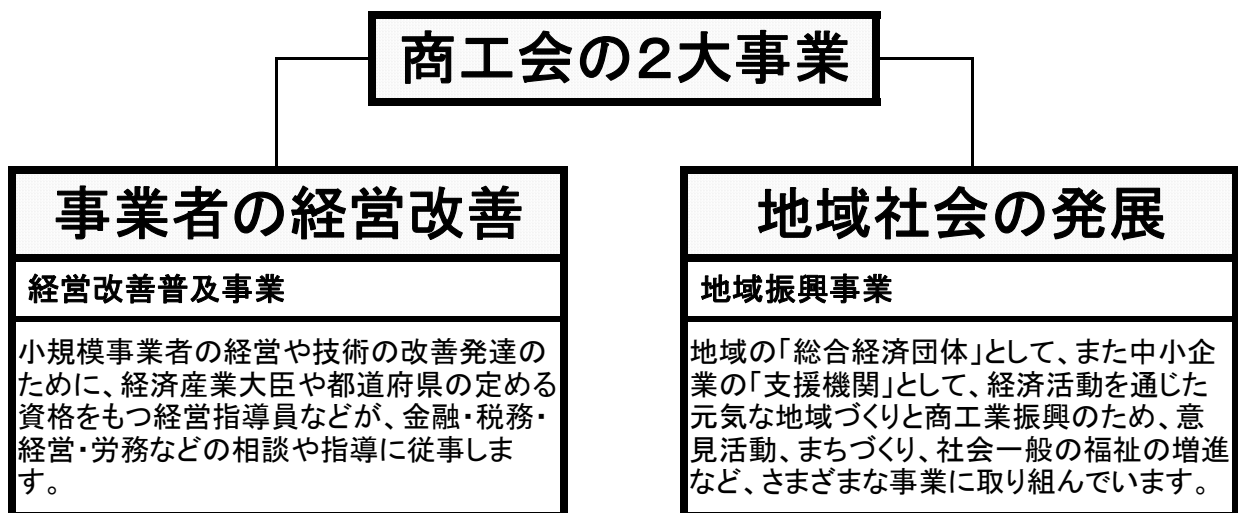
商工会は、地域に密着した 唯一の総合経済団体です。

商工会の事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,652(平成31年4月現在)の商工会があり、約79万事業者等が加入しています。

加入している事業者の割合(組織率)は全国平均で57.6%を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。

さらに、各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者の皆さまを支援致します。



「商工会は行きます 聞きます 提案します」
を合言葉に、これからも地域の事業者や住民の皆さまがより暮らしやすいまちづくりに努めていきます。